

公簿等の閲覧申請書

年 月 日

(宛先) 上 越 市 長

申請人 住所 _____
 (窓口に来た人)
 氏名 _____
 (法人名)

次の公簿の閲覧を申請します。
 (閲覧を希望する項目を○で囲んでください。)

項目	所在地	閲覧目的	所有者
	大字		
更正図			
路線価図			
名寄帳 ・ 課税台帳 記載事項			
所有者との関係			
[本人・同居の家族 ()・相続人・借地人・借家人・その他 ()]			
担当者確認欄 [身、免、住、保、面識、他 ()]			

※ 更正図、名寄帳・課税台帳記載事項の閲覧は、上越市手数料条例の規定により、1件につき 350 円を前納してください。路線価図の閲覧は無料です。

※ 各区の更正図は、各区にしか置いてありません。各区の路線価図は上越市役所木田庁舎にあります。更正図、路線価図の閲覧は南北出張所ではできません。

担当者記入欄

手数料	350円× 件＝ 円 (無料分 件)	受付時間	:
預	円 釣	円	担当者

名寄帳・課税台帳記載事項の閲覧をする場合

- ※ 所有者本人または所有者の同一世帯の親族ということが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。また、同一世帯の親族以外の代理の方が申請する場合は、所有者からの承諾書が必要です。
- ※ 法人が所有者の場合は、法人代表者からの承諾書（所在地、法人名、代表者名が記入され、代表者印が押印されたもの）が必要です。
- ※ 所有者が死亡している場合は、申請人（代理の場合は依頼者）と所有者との相続関係を確認するため、戸籍謄本をお持ちください。代理人が申請する場合は、併せて依頼者からの承諾書が必要です。
- ※ 借地・借家人、訴訟当事者などが、対象物件の課税台帳記載事項を閲覧する場合は、その事実関係が確認できる書類（賃貸契約書等）を添付してください。書類の添付があれば、所有者からの承諾書は必要ありません。
- ※ 年の途中で所有権移転された場合は、移転事実を確認するため、登記簿謄本または登記識別情報通知、売買契約書の写しを添付してください。ただし、証明書は1月1日時点の所有者名での発行となります（所有者名は変更できません）。
- ※ そのほかの事情の場合は、申請される前に税務課担当にご相談ください。
TEL：025-520-5651